



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……二
- 環境局環境改善部化学物質対策課……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……三
- 都道の供用開始……(建設局道路管理部路政課)……四

公告

告示

●東京都告示第八百一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年五月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 府中市

二 測量の種類 公共測量(基準点測量、街区三角点及び街区多角点)

三 測量の区域 府中市地内

四 測量の期間 平成二十六年五月一日から平成二十七年三月三十一日まで

●東京都告示第八百二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成二十六年東京都告示第三百二十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十二日

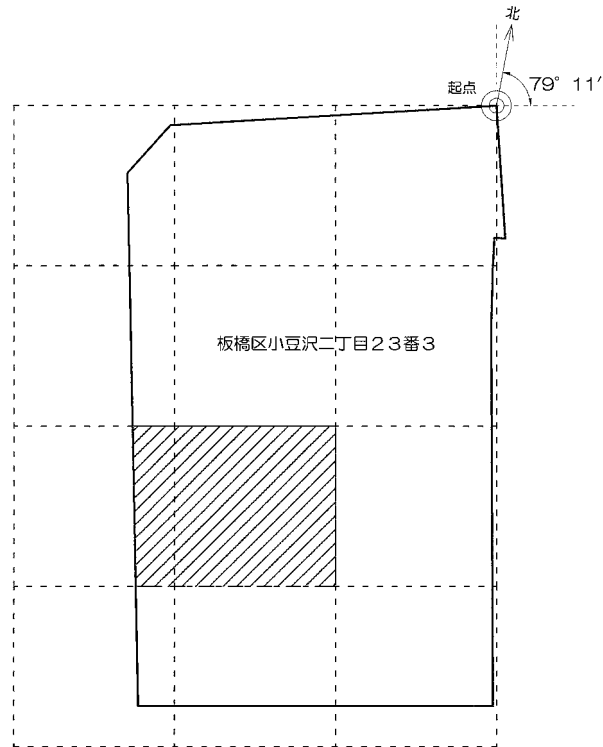
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区小豆沢二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
起点は、板橋区小豆沢二丁目23番3の最北端とする。

【格子の回転角度79° 11'】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	調査範囲
	単位区画
	指定を解除する区域

●東京都告示第八百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第三百二十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十二日

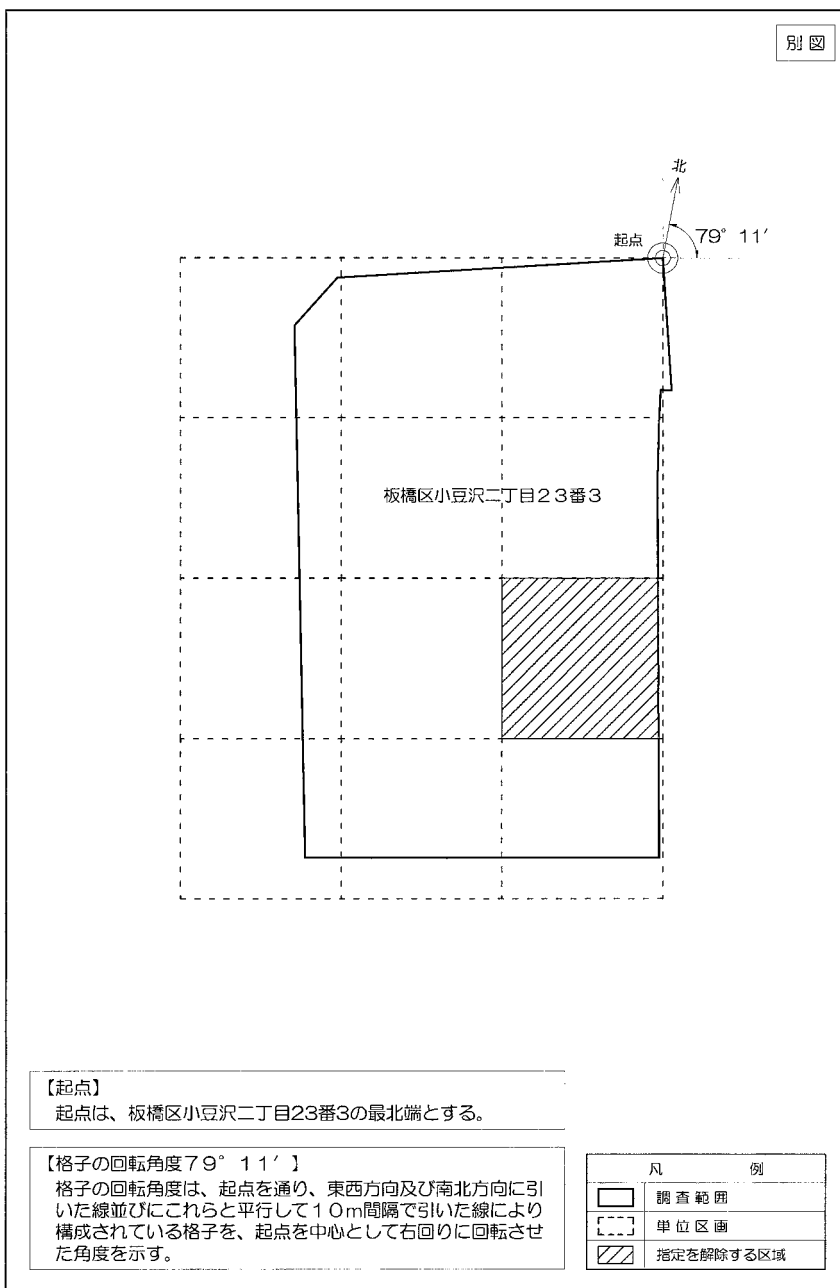
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区小豆沢二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第八百四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十二日

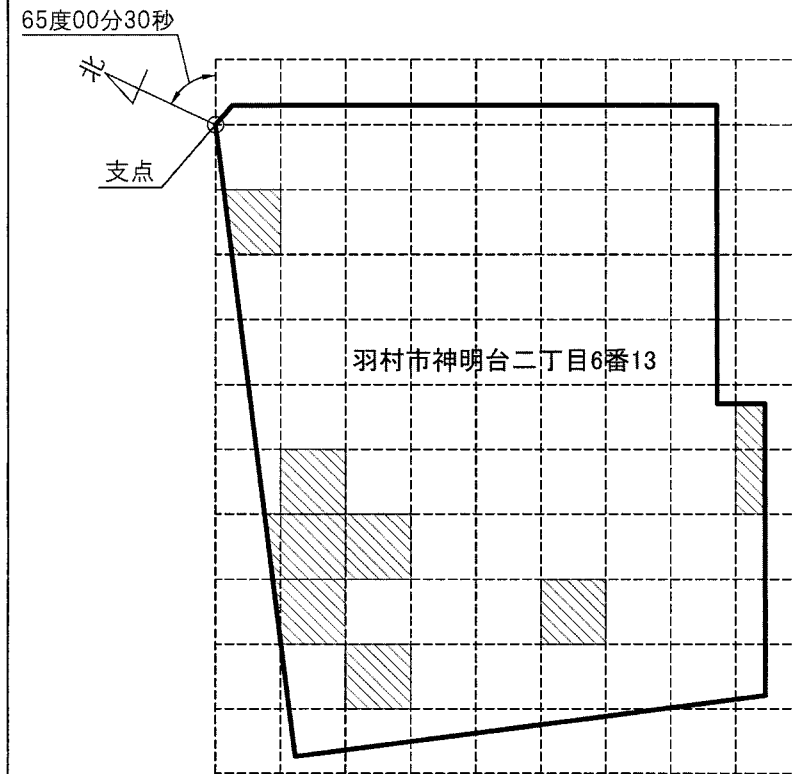
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（羽村市神明台二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

支点

支点は、羽村市神明台二丁目6番13の最北端とする。

格子の回転角度(65度00分30秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年五月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 相模原町田

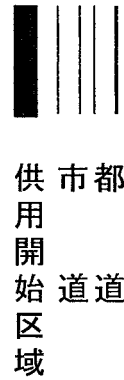
二 供用開始の区間 町田市旭町一丁目六百四十番一地先から同市中町四丁目四百五十一番一地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

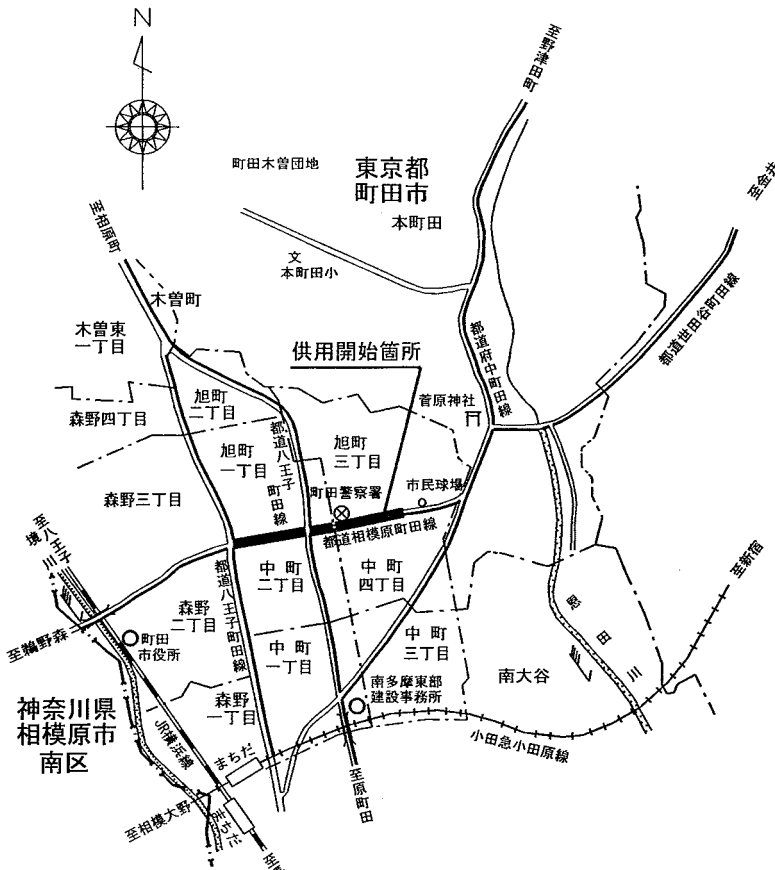
四 供用開始の期日 平成二十六年五月二十二日

別図

都道相模原町田線供用開始略図
町田市旭町一丁目～中町四丁目

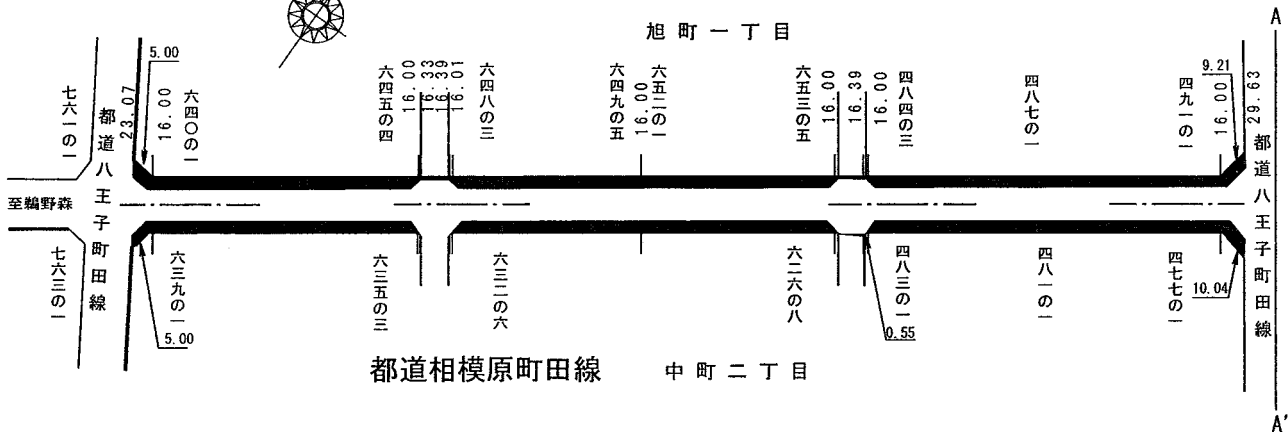


延長 六二六・九五メートル
面積 二、六九八・四三平方メートル



町田市

旭町一丁目



町田市

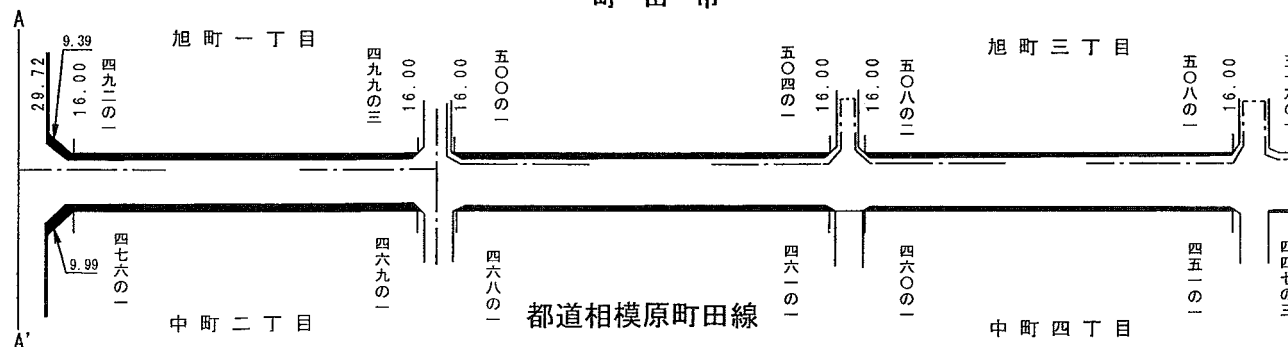
旭町一丁目

旭町三丁目

中町二丁目

都道相模原町田線

中町四丁目



公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年五月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十六年四月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人キャリア・インブルーブ

三 代表者の氏名

高橋 保雄

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区池袋二丁目二十三番十八号 コーポマル

ガリータ二〇二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く大学生や大学既卒者及び就労を目指す若者を対象として、基礎学力や就職活動に必要なコミュニケーションスキル、積極的なインターン先の企業紹介支援と、就労後の個別相談事業等を行い、現在大きな社会問題となつている若者の就労支援を実践することで、結果として日本の国際経済力の向上や少子化問題対策に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年四月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京都教育推進協議会

三 代表者の氏名

中村 力也

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区大山西町五十四番二号 ゼン シルバー

ハウス六〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く青少年を対象として、将来の日本を担う為の教育及び虐め・虐待・体罰・育児放棄などを減少させる為の施設設置や教員者また保護者に対する講演会を行い、現在における様々な教育問題を改善し、海や山、街中などの清掃する事により環境の保全を計りまたさまざまな施設を訪問し、人との心の触れ合いを通じて明るい日本の将来を担う青少年にとつてより良い社会環境作りに寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年四月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ACT・人とまちづくり

三 代表者の氏名

香丸 眞理子

四 主たる事務所の所在地

東京都西東京市泉町三丁目十二番二十五号 パスレル

保谷二階

五 定款に記載された目的

この法人はたすけあいの理念に基づき、広く一般市民を対象として、高齢になつても障がいをもつても自立した個人として尊厳を守り生きていくことができる社会を実現するために、福祉、介護、まちづくりに關する相談などを行い、福祉の増進と市民の協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年四月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あだち動物共生ネットワーク

三 代表者の氏名

川井 洋子

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区新田三丁目二番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、動物の飼養相談と飼養指導、犬・猫の譲渡斡旋、飼育マナー向上の為の啓発、犬・猫のトラブル相談、飼い主のいない猫の不妊去勢手術と術後の管理相談、動物愛護関係セミナー・勉強会の開催、学校飼育動物の飼養指導、区市町村主催の講習会その他への協力、学校や福祉施設での動物とのふれあい訪問事業、人と動物との共通感染症の正しい知識の普及啓発などを行い、人と動物が共生できる地域と社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人ケア・ベビープレス</p> <p>三 代表者の氏名 大川 拓郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区平和台一丁目三十一番十七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障がい者に対して福祉サービスに関する事業を行うと共に、手助けを必要とする人々に対して、地域住民がお互いさまの精神に基づき、知恵と力を合わせて福祉活動を行い、互いに助け合い、安心して楽しく暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>添えて、平成二十六年五月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 平成二十六年五月二十二日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>十六 変更日 平成二十六年二月二十日ほか</p> <p>十七 届出日 平成二十六年四月二十五日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成二十六年五月二十二日から同年九月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を</p>	<p>一 店舗名 東急プラザ渋谷</p> <p>二 店舗所在地 渋谷区道玄坂一丁目二番二号</p> <p>三 設置者名 東急不動産株式会社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区道玄坂一丁目二番二号</p> <p>五 変更前の店舗名 渋谷東急プラザ</p> <p>六 変更後の店舗名 東急プラザ渋谷</p> <p>七 変更前の設置者の代表者名 植木 正威</p> <p>八 変更後の設置者の代表者名 三枝 利行</p> <p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社岩商ほか七十名</p> <p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社アントステラほか六十一名</p> <p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社中田生花店ほか二十名</p> <p>十二 変更前の小売業者の住所 新宿区揚場町二番二十六号 SKビル(株式会社銀座コージコーナー)ほか</p> <p>十三 変更後の小売業者の住所 中央区銀座一丁目八番一号(株式会社銀座コージコーナー)ほか</p> <p>十四 変更前の小売業者の代表者名 斉藤 幸助(株式会社中田生花店)ほか</p> <p>十五 変更後の小売業者の代表者名 小林 恵子(株式会社中田生花店)ほか</p>	<p>二十 縦覧時間 町田東急ツインズ 町田市原町田六丁目四番一号ほか 株式会社東急百貨店ほか一名 渋谷区道玄坂二丁目二十四番一号ほか</p> <p>一 店舗名 株式会社ヴィクトリアほか百十三名</p> <p>二 店舗所在地 株式会社ヴィクトリアほか百五名</p> <p>三 設置者住所 株式会社ヴィクトリアほか二十七名</p> <p>四 設置者住所 千代田区神田小川町三丁目四番地二(株式会社ヴィクトリア)ほか</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 千代田区神田錦町三丁目二十番地錦町トラッドスクエア十二階(株式会社ヴィクトリア)ほか</p> <p>六 変更後の小売業者の代表者名 諸橋 友良(株式会社ヴィクトリア)ほか</p>

十一 変更後の小売業者の代表者名 大山 雄彦(株式会社ヴィクトリア) ほか
 十二 変更日 平成二十六年四月二十二日ほか
 十三 届出日 平成二十六年四月二十八日
 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 十五 縦覧期間 平成二十六年五月二十二日から同年九月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年五月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年五月二十二日

一	店舗名	東京都知事 舛 添 要 一 町田東急ツインズ
二	店舗所在地	町田市原町田六丁目四番一号ほか
三	設置者名	株式会社東急百貨店ほか一名
四	設置者住所	渋谷区道玄坂二丁目二十四番一号 ほか
五	変更前の駐車場の位置及び収容台数	店舗内ほか 五百七十四台
六	変更後の駐車場の位置及び収容台数	店舗内ほか 五百七十四台
七	変更前の駐車場の自動車出入口の数及び位置	九か所 店舗南側ほか
八	変更後の駐車場の自動車出入口の数及び位置	八か所 店舗南側ほか
九	変更日	平成二十七年一月一日
十	届出日	平成二十六年四月二十八日
十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十二	縦覧期間	平成二十六年五月二十二日から同年九月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十三	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 一筒月 三〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 電話 東京都文京区小石川二丁目三番七号
 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 112-0002

